

議案第十二号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「揭示しなければ」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第五十三条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説 明）

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和五年内閣府令第八十六号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正を踏まえ、重要事項の提供方法の追加等をするため、本案を提出いたします。